

## 第1回南島原市農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和3年8月1日(日) 午前9時～午前10時12分
- 2 開催場所 有家庁舎2階会議室
- 3 出席委員 1番 太田香代子 2番 廣瀬博一 3番 伊崎美代子 4番 木下勝徳  
5番 小川一英 6番 植木健太郎 7番 楠田耕三 8番 平 光正  
9番 中野裕二 10番 本多利任 11番 山下勝也 12番 山崎伸吾  
13番 寺田健蔵 14番 水田 勇 15番 中村修治 16番 金子初夫  
17番 馬場正国 (会長) 中川繁憲
- 4 欠席委員 18番 岩永豊一
- 5 議事録署名委員 1番 太田香代子 2番 廣瀬博一
- 6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 山口梨沙  
塩田一幸

### [ 日 程 ]

- 日 程 第 1 南島原市農業委員会会長の互選について  
日 程 第 2 南島原市農業委員会会長職務代理者の互選について  
日 程 第 3 南島原市農業委員の議席の決定について  
日 程 第 4 議事録署名人の指名について  
日 程 第 5 議案第1号 南島原市農地利用最適化推進委員の委嘱について

事務局(〇〇) 私、農業委員会事務局長の〇〇と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまから、第1回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員の任期満了による任期後最初に行われる総会となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書の規定により、市長が招集して開催されるものでございます。

開会に当たり、南島原市長松本政博がご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひします。

市 長 皆さん、改めましておはようございます。

第1回南島原市農業委員会総会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様の任命に当たりましては、去る7月5日、南島原市定例市議会において同意されましたことをご報告申し上げます。ただいま辞令を交付させていただいたところでございますが、農業委員会委員になっていただきました皆様には、農業に関する識見を生かして農地等の利用の最適化や本市農業の振興にご尽力いただけるものと期待をいたしております。

さて、農業委員会の業務につきましては、平成28年に改正法が施行され、従来からの農地の権利移動や転用の許認可に加えて担い手の農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、

解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化の推進に関する事項が明記されております。国や県においては特に農地中間管理機構を活用した農地等の流動化を最優先に、高い目標を設定し、各種施策を推進しているところであります。

本市においても少子高齢化問題と併せて農地等に関する課題は農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様方と連携し、積極的に取り組まなければなりません。現在、本市における認定農業者は944経営体いらっしゃいます。これは県内において最大でございます、農業者の皆様方を大変心強く感じているところであります。

私は、本市の農業は基幹産業であるというふうに認識をいたしております。感染症対策で世界が混乱している今日、これからの3年間はこの基幹産業をどのように支援していくか、とても重要な時期であると考えております。農業委員会と市が連携をし、住み続けたい、住んでみたいまち、この実現のために農業が活力ある産業となるよう、心より期待をするものであります。

結びになります、農業委員会の皆様方の今後ますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げますとともに、本市農業の発展のために一層のご支援とご協力をお願い申し上げます、開会の挨拶いたします。どうぞ皆様方、よろしく願いいたします。

事務局（〇〇） ありがとうございます。

松本市長及び農林水産部の職員は次の公務の予定がありますので、ここで退席となります。

松本市長、誠にありがとうございました。拍手をもってお見送りをお願いしたいと思います。

（拍手）

事務局（〇〇） それでは、現在の席順について説明をいたします。

今、委員の皆さんの席順は生年月日の若い方から1番ということにしております。議席が正式に決定するまでこの席順で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、欠席委員の報告をいたします。深江町の岩永豊一委員から欠席の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

続きまして、本日の総会の議長につきましては、南島原市農業委員会会議規則第5条により「会長は、会議の議長となり、議事を整理する」と規定されておりますが、本日の総会は、改選後、初めての総会となりますので、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、本日出席の委員の中で、年長の委員に臨時の議長をお願いしたいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

事務局（〇〇） それでは、異議なしの声がありましたので、〇〇委員にお願いいたします。〇〇委員、議長席のほうにお願いいたします。

臨時議長 皆様、おはようございます。ただいま議長に指名をいただきました〇〇でございます。何もかも初めてですが、皆様にご協力いただきながら会長選出まで精いっぱい務めさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。座らせていただきます。

最初に、議席の決定についてお諮りします。

現在お座りの席をそのまま仮の議席としたいと思っております、いかがでしょうか。

（「異議なし」との声）

臨時議長 異議なしとのことでございますので、現在の席をもって、仮議席といたします。

総会の成立でございますが、本日の出席委員は19名中18名で、過半数に達していますので、南島原市農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立します。

次に、日程第1 南島原市農業委員会会長の互選について をお諮りいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（〇〇） 説明をいたします。

農業委員会等に関する法律第5条第2項に、「会長は委員が互選した者をもって充てる」となっております。互選とは、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行うことをいいますので、投票で行うことが原則となっております。ただし、出席委員に異議がないときは指名推選の方法によるものの2通りがございます。

以上でございます。

臨時議長 ただいま説明がありましたが、会長の互選の方法については、選挙による方法と指名推選による方法があります。いずれの方法がよろしいかお諮りいたします。

仮議席〇〇番〇〇委員。

仮議席〇〇番〇〇委員 新たに委員さんが選出されまして、ここに初めて集まってきたわけですが、昨年よりコロナの問題でいろんな活動もできませんでした。また、今まで中川会長でしたけれども、会長もいろんな形で皆さんと一つになることはなかなか難しく、ただ総会で会うだけの関係でございました。ですから、これからコロナが収束することを私たちは願っておるわけですが、この中でとにかく中川会長にもう1期お願いをしたいというところが、私にはございますので、皆さん、どうでしょうか。私は中川さんを会長に推薦したいと思っておりますので、どうかよろしくお祈りいたします。

以上です。

臨時議長 今、指名推選でお願いしたいということですが、それにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」との声）

臨時議長 会長の互選は指名推選による方法に決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

臨時議長 ご異議がないようですので、会長の互選は指名推選による方法で行いたいと思います。

そうしたら、今お名前が出たとおり、中川委員を推薦したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」との声）

臨時議長 それでは、お諮りいたします。会長に中川委員を推薦する発言がありましたので、中川委員を会長とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

臨時議長 地方自治法第118条第3項を準用し、出席委員全員の同意を確認いたしますので、ご異議ない方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

臨時議長 全員の挙手を確認しましたので、中川委員を会長とすることに決定します。

会長が決定しましたので、ここで議長を交代いたします。

委員各位のご協力により、無事に臨時の議長の重責を果たすことができました。ご協力ありがとうございました。（拍手）

事務局（〇〇） 〇〇委員、臨時の議長、大変お疲れさまでした。

それでは、会長に選出されました中川委員、議長席のほうにお願いいたします。それと併せて、改めて会長になられたご挨拶をいただければと思います。

会 長 改めまして、おはようございます。

再度、会長に推薦をいただきまして、皆さん、ありがとうございます。4期目となるわけです。

けれども、そろそろ若い人が就いてくれんかなと思っておりましたけれども、またやれということでもありますので、3年間よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単であります、あいさつとさせていただきます。

事務局(〇〇) 続けて審議をしたいところですが、若干新しい会長と打合せをする時間をいただければと思ひますので、ちょっと休憩を取っていただけたらと思ひます。

議長 それでは、暫時休憩します。

(休憩)

議長 それでは、会議を再開いたします。

**日程第2 南島原市農業委員会会長職の代理者の互選について** をお諮りいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局(〇〇) 説明いたします。会長職務代理者の互選については、先ほどと同じで、会長職務代理者につきましては、会長が欠けたとき、または事故あるとき、委員が互選した者がその職務を代理すると規定されております。

会長職務代理者の互選の方法は、先ほどの会長の互選と同様に、選挙による方法と出席委員に異議がないときは指名推薦による方法の2通りがございます。以上でございます。

議長 事務局から説明がありましたが、互選の方法については、選挙による方法と指名推薦による方法があります。いずれの方法がよろしいか、お諮りいたします。

仮議席〇〇番〇〇委員。

仮議席〇〇番〇〇委員 前任期中、会長職務代理者は誰がいいか、私が指名されて、職代を3年間務めさせていただきました。それでやっぱり会長代理みたいなものですから、会長といっしょにやっていたいかなければいけないので、会長一任でいかがでしょうか。

議長 ただいま会長指名ということでありますが、それに関してご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

議長 会長職務代理者の互選は会長の指名推薦による方法に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 ご異議がないようですので、会長職務代理者の互選は、会長の指名推薦による方法で行いたいと思ひます。

それでは、仮議席〇〇番、〇〇委員を会長職務代理者とすることにしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 仮議席〇〇番、〇〇委員を会長職務代理者とすることに決定いたします。

それでは、〇〇委員、自席で結構ですので、早速ですが、就任の挨拶をお願いいたします。

仮議席〇〇番〇〇委員 職務代理者ということで、農業委員4期目にもなりますので、また初心に戻って自分なりに努力して頑張りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(拍手)

議長 ありがとうございます。女性の方を職務代理者にお願ひしたいというのは、東京オリンピックも男女共同参画という形になったこういう機会でもありますので、ぜひ男女共同という形で、こういう形で指名をさせていただきました。なお、前回まで代理という形で職務代理者をしていただきました〇〇委員、一番経験が長いということで、今後も顧問的な立場で関わりをいただければと思ひますので、大変、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、**日程第3 議席の決定**を行います。

議席は、会議規則第7条の規定により議席はくじで定めると規定されておりますので、〇〇町の〇〇委員より、事前に事務局に申出がっておりますので、事務局からその申出について説明をお願いします。

事務局（〇〇） 実は、〇〇委員のほうから、近頃急に聴力が落ちて、聞き直しをする機会が多く、議事進行に迷惑をかけるというような話がありまして、できれば、〇〇地区の最適化推進委員の近くに席をお願いしたいという申出がっております。そのことでいいますと、最適化推進委員の席につきましては事務局から指定して、ある程度固まりとして席を配置する考えでおりますので、そのことからいいますと〇〇委員の申出についてもある程度対応できるのではないかと、思っております。申出どおり認めていただければ、そういう配慮をすることは可能であり、皆さんの同意があればそういう配慮をしたいと思っております。以上でございます。

議長 事務局から申出内容についてありましたが、そのように対応してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

事務局（〇〇） 会長、よろしいですか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 皆さん方の同意を得られましたので、〇〇委員さんの申出に配慮することが可能だという席順につきましては、〇〇番であれば可能だと思っておりますので、〇〇委員につきましては議席を〇〇番で、よろしく願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、〇〇委員を〇〇番とすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 それでは、〇〇委員については〇〇番ということで決定いたします。

それでは、ただいまよりくじを行います。

くじを引く順番は仮議席の順でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 それでは、くじを引く順番は仮議席の順で行います。

事務局でお呼びしますので、順次お願いいたします。

事務局（〇〇） 事務局のほうから順次くじを持っていきますので、それぞれ自席でくじを引いてください。くじはそのままお持ちの上、後で確認をいたしますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、くじの結果を事務局より発表させます。

事務局（〇〇） 事務局の〇〇です。先ほどくじを引いていただきました議席の順番ごとにお呼びいたします。

1番太田委員、2番廣瀬委員、3番伊崎委員、4番木下委員、5番小川委員、6番植木委員、7番楠田委員、8番平委員、9番中野委員、10番本多委員、11番山下委員、12番山崎委員、13番寺田委員、14番水田委員、15番中村委員、16番金子委員、17番馬場委員、18番岩永委員となっております。以上です。

議長 それでは、議席の移動をお願いします。

事務局（〇〇） 前の名札も一緒も一緒に、移動をお願いいたします。

———— 議席移動 ————

議長 ただいま議席が決定しましたので、任期中の3年間はこの議席でよろしく願いいたします。  
次に、議事録署名人の指名 をいたします。

1番太田委員、2番廣瀬委員。

続きまして、議案第1号 南島原市農地利用最適化推進委員の委嘱について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 失礼いたします。農政班の〇〇と申します。3年間、よろしく願いいたします。

それでは、私のほうから、農地利用最適化推進委員の第1号議案につきまして説明をしたいと思います。

皆さんのお手元にレジュメにクリップ留めした次のページ議案第1号 南島原市農地利用最適化推進委員の委嘱についてというのをご覧ください。

それでは、説明いたします。農地利用最適化推進委員は、平成28年4月に改正されました農業委員会等に関する法律で新たに設置が義務化され、担当地区の農地の利用最適化を推進するために、現地活動を行っていただく委員のことであります。また、同法第17条第1項で、農業委員会が委嘱すると規定されております。

南島原市では、農地利用最適化推進委員の定数を30名と定めておりまして、市内を8地区に区分し、深江地区3名、布津地区2名、有家地区6名、西有家地区5名、北有馬地区4名、南有馬地区4名、口之津地区2名、加津佐地区5名となっております。

この農地利用最適化推進委員の委嘱に当たっては、公募・推薦によることとなっていることから、令和3年1月6日から2月5日まで公募を行いまして、定数に達していなかった地区については、最終的に令和3年5月6日まで募集を行った結果、農業委員との重複候補者4名を含めまして、33名の推薦・応募がありました。

このうち、有家、西有家、北有馬地区でそれぞれ1名ずつ定数を超えていたため、南島原市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会に評価を依頼しまして、候補者を評価していただき、その上位者から農地利用最適化推進委員として名簿に登載をしております。

また、北有馬地区では、候補者のうち1名が農業委員となったため定数どおりとなり、また、南有馬地区につきましては、候補者の1名が農業委員となったため1名の欠員となっております。この欠員につきましてはまた後日、公募をかける予定でございます。

以上のことから、一覧表に記載のとおり、農地利用最適化推進委員候補者29名の委嘱についてお諮りするものでございます。一応、確認のため読み上げさせていただきます。

深江地区から申し上げます。増田孝徳さん。深江町、内田一郎さん。深江町、北岡新市さん。布津町、田中芳邦さん。布津町、吉岡長久さん。有家町、岡田裕弥さん。有家町、神崎好史さん。有家町、原田久也さん。有家町、中村康弘さん。有家町、野原重光さん。有家町、末吉秀明さん。西有家町、本多正敬さん。西有家町、中山秀樹さん。西有家町、石橋正浩さん。西有家町、石橋浩昭さん。西有家町、田中八郎さん。北有馬町、柴内成世さん。北有馬町、浅田修弘さん。北有馬町、飛永敏博さん。北有馬町、本田勝彦さん。南有馬町、本多晋介さん。南有馬町、山口俊一さん。南有馬町、松尾和昭さん。口之津町、寺田俊秀さん。口之津町、末續公德さん。加津佐町、宮崎努さん。加津佐町、相良栄一郎さん。加津佐町、山本敏晴さん。加津佐町、宮崎陽一さん。以上でございます。

議長 事務局から説明がありましたが、何かご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 この推進委員の名簿、前の総会のときに私、ちょっと質問したのですが、〇〇で〇〇

の方が出しているということで、そのとき質問したと思うんですが、この辺がまたその後、推進委員になられているので、その辺のところの事情をお聞かせいただければと思います。

議長 事務局、よろしいですか。

事務局(〇〇) 推進委員の任命につきましては公募ではありますが、推進の地区の住まい条件は条件となっております。それにつきまして、それをもとで排除するというにはなりません、いろんな評価の中で点数表をつけることはあるかもしれませんが、その中では今回〇〇の方ですけれども、〇〇地区についても申出がっておりますので、定数内であれば、そのまま議案として提出したものでございます。以上です。

議長 〇〇委員、よろしいですか。

〇〇番〇〇委員 総会の際に質問しましたときには、一応受けてはいますという、そのときの答ではそういうお話だったんです。私、そのときに言ったのが、農業委員の定数が出ております、そのために推進委員ができて、それでこの〇〇に住まわれて、〇〇の人が〇〇に住まわれているならまだいいと思いますが、その辺が現地調査のときにどうなのかなということを私はそのときに言ったと思うんですけれども、その辺を加味できなかったのか。

議長 事務局、どうぞ。

事務局(〇〇) 〇〇委員が危惧されていることもよく分かるわけですが、公募というようなことで最適化推進委員も自ら、この方は自らやりたいということで応募されているわけです。推進委員といたしましては、どこに住んでいようと応募ができるということになっておりまして、事務局としては排除することができません。欠格条項に該当するというのであれば、できないという考え方に立つわけですが、自分が推進委員としてやりたいというようなことで定数内ということになると、どうしてもその方を委員として委嘱しないという選択肢が、事務局としてはあり得ないということになっております。あくまでも今後、同じような取扱いをしていただいて、どこか担当地区を指定して、責任を持ってその地区についてはお願いをせざるを得ないのだろうという具合に思っております。確かにその分、地区的な問題もあって時間がかかるかもしれませんが、同じ地区の推進委員、農業委員の方につきましては、少しお力をいただくほかないのかなという具合に思っております。

他地区から応募があつて地元の方の応募推薦があれば、そういう格好で比較をして、やはり地元のほうを優先というようなこともできるわけだったんですけれども、今回の場合は、〇〇委員がたまたま重複というようなことで、今回、農業委員の辞令を交付した関係上、定数どおりになったと、そういう状況でございますので、皆さん方がどうしてもこの人は駄目だと、委嘱をしない理由があれば、今日の総会の中で審議をしていただいて判断をしていただくほかないという具合に、事務局としては考えております。以上でございます。

議長 〇〇委員、よろしいですか。

〇〇番〇〇委員 今、〇〇の説明どおり、この会議で皆さんがそれでいいとおっしゃれば、私は構いません。

議長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 今、局長のほうから話がありましたけれども、私たち地元としては、非常にやっぱり農地の耕作放棄地なんかのパトロールなど、他町の方が、自分たちの地元であってもなかなか権利関係を知らない農地があり、地元委員としても非常に厳しい状況です。他町から来て位置も知らない、土地も知らない、所有者も知らない方が来て、果たしてそういうのができるかどうかというのは、本人と面識もありませんし、話したこともありませんけれども、非常に難しいのでは

ないかと思っております、規則は規則でしょうけれども、これからも同じ人数内でやっていくに当たっては、非常にこれから大変じゃないかと危惧をしておりますので、これはどういうふうになるか、総会でもしできないと、こういうのも異議はないと思いますけれども、これから先、申合せ事項として、他地区からはできないというようなことを内輪だけでも決めることはできないかと、していただければと思いますけれども、よろしく申し上げます。

議長 ○○、そういう申合せ事項については、この中ではどういうものでしょう。

事務局(○○) この分は法的に決まっておりますので、法に抵触する分について申合せというのはちょっと難しいと思っております。できれば、定数内で地元のほうから推薦をしていただく方向で、定数の部分についてはそういうことで最適化推進委員は、地元密着型の委員でございますので、農業委員の皆さんについては最適化推進委員の応募状況を把握していただいて、推薦応募をしていただくような働きかけをしていただければという具合に、事務局としては考えております。以上です。

議長 ○○番○○委員。申合せ等は難しいというお話なので。

○○番○○委員 私たちも同じ○○地区から推進委員をとということで、各地区ごとにいろいろ当たったのですが、実際、今回、○○委員は農業委員になられましたので、重複をされてしまったので、どうしてもやっぱり、例えばそれをお願いする区は区の方にぜひお願いしたいということでお願いして、今回みたいに○○が農業委員になるということが分かっていたら、それはきちっとお願いして、せっかくお願いしていたのに、農業委員が決まらなかったというようなことでも、そっちもお願いできなかったという経緯もありますので、致し方ないかと思っておりますけれども、ただ、今回、ここで認めないということで議決をしていただければ、また新たに探すというつもりはありません。

議長 認めないということは、これはちょっと難しいのではないのでしょうか。○○、どうですか。

事務局(○○) 皆さんが選任しないという理由を明確にしないことには、総会、その選任しないという理由が必要だということです。そこが何も明確にできない場合については、否認するというようなことにはなっていないと思っております。

議長 理由が必要ということです。私は、この方には、よくご一緒している方なのですが、○○でなくて○○のほうに応募されたということで、ご親戚か何か、○○、よく知っているんですよと言われたのです。そういうことで、やっぱり知っていたから○○のほうに応募されたのだなと、私はそういう経過しか知らないのですけれども、全く○○地区を知らないで応募されたのではなく、ある程度理解した上で応募されたと思っております。

それでは、○○番○○委員。

○○番○○委員 今、会長がおっしゃられたとおり、○○は私の自治会の隣の自治会でよく知っています。そして、また○○です。今、○○委員、そして会長からも発言がありました。賛否両論あるのは、分かるのですけれども、ただ、私たちとして、今年初め、現職の6名の推進委員と話をしまして、一つになっていったわけです。その人にもお願いしてはどうかということもあったわけなのですが、その中で、そういう時点で、農業委員をしてみたいなと思う気持ちがあれば、まず地元の農業委員、推進委員に相談をしていただければ、そしたら、私が引いてでもという気持ちが、会長を含め全員、もっているわけです。そういう中で、○○の名前が出てきた。事務局ももちろん、あなたは駄目ですよということではできないと、それは分かっております。しかし、何をするにも自分の地域外で、○○がお母さんの出身地ということはわかりますが、やはり、それでも、私が思うには、やはり地元をもう少し大事にして、ある程度分かるからということであ

ればよかったですけれども、業務がやりにくいのかなと思います。

農業委員会で農業者年金の加入推進とかするときに難しいのではないかと思います。いま異議ありません。と言ってしまっているのか。疑問がありますし、〇〇委員が言われたように、少しはそういうことを決めておく必要があるのではないかと考えて発言させていただきました。以上です。

議長 反対する正当な理由というのがあるわけではないと思いますので、〇〇の農業委員、最適化推進委員とよく話し合って今後、地域のために努力していただくようお願いするしかないかと思えますけれども、いかがでしょうか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 今までの様々な意見をお聞きして、本人もやる気があるということであれば、また我々も一緒に、最適化推進委員と一緒にいろいろ相談をしていきたいと思うんですけれども、これが例えば、次の回から、今度は、他地区の定数に余裕があって、いろんなこういうのが出てきた場合、1回目に認めただから、もうそれはいいじゃないかとなって、統制が取れなくなる、前例ができると非常に次から危惧されるんじゃないかと思うんですけれども、その点は事務局等も受付をされるときには、くれぐれもやっぱりよく本人の意思も確認していただいて、受付していただければと思いますので。

事務局(〇〇) 失礼いたします。私が当人の方、受付の段階で対応をいたしました。そのときに初めて住所地と希望される地が違うのですがということで、何度も確認をいたしました。先ほど〇〇委員が言われましたが、ちょうど〇〇のお母さんの出身地ということで知っているんですよということなので、そういうことなんですかということで、確認をし、仕事の内容も最適化推進委員とは各地区の割り振られたところを回ってもらって農地の最適化に向けて、活動をしてもらうんですよという話をしまして、それでも応募しますということでしたので、一応受理をしたという形でございます。以上でございます。

議長 〇〇。

事務局(〇〇) 今回の件については、評価委員会のほうでも議論がございました。やはり地元のことを知らない委員を評価するというようなことになるのかということで確認が、委員さんのほうからございました。法的な部分で私たちは答えるしかございませんので、その部分については致し方ない部分がありますというようなことで、やはり評価委員会の中でも地元の部分について評価を重点的に配分したほうがいだろうという議論もございました。それで今回評価をさせていただいた結果、また定数どおりということになったものです。評価委員の中でも議論もした結果もございしますが、定数どおりということになっております。この分、どうしても先例になるというような話もありますけれども、できれば、農業委員の方には中間報告もしておりますので、できれば、できる方を掘り起こしのほうも、どうしてもお願いせざるを得ない、定数が足りないところについては事務局としてはちょっと排除できるような状況でございませぬ。市外から入作で来ている方についても、そういう方も、市外であっても排除できないので、できれば市内の方の委員をお願いしたいところはあるんですけれども、市外から出作で来ている方がいらっやっやっ、応募される場合についても、事務局としては取り下げてくださいとか受け付けないというわけにはいかないので、相応しい方がいらっやっやれば、推薦をしていただくような働きかけを、次回のときにもお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思えます。以上です。

議長 〇〇委員がおっしゃいましたけれども、前例として残るかもしれません。今、〇〇が言ったように、市外からも、あるいは県外からも可能性は十分あると思えます。しかし、今回、こういう形で、少ないからということはあるので、それも一つのいい方法として、ほかから見

ていただいてどうなのかということも一つのいい方法じゃないかと思っております。〇〇地区におきましては、一緒に協力してよりよい推進活動ができるように、皆さん、併せて協力していただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「はい」との声)

議 長 〇〇の農業委員の方、ほかにご異議ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議 長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 では、質問を終わります。

原案のとおり委嘱することでご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 ご異議ありませんので、議案第1号 南島原市農地利用最適化推進委員の委嘱については、審議の結果、原案のとおり決定します。

以上で議案の審議を終了いたします。